

大和市条例第13号

大和市小学校就学前子どもの教育及び保育に関する条例の一部を改正する条例

大和市小学校就学前子どもの教育及び保育に関する条例（平成26年大和市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1(1)の表利用者負担額（月額）の欄中「14,100」を「10,100」に、「7,000」を「5,000」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第1の規定は、施行日以後に行われる子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育、同法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育、同項第3号に規定する特別利用教育及び同法第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育（以下この項において「特定教育・保育等」という。）について適用し、施行日前に行われた特定教育・保育等については、なお従前の例による。